

# 読まずに分かる『中国法制史』

2023 年度比較歴史社会学研究会参加の皆様へ

寺田 浩明

拙著『中国法制史』を読んでいない人、またこれから読む暇も無さそうな人も、取り敢えず今回の研究会に楽しく参加できるような予備知識を数頁で与えよ、という要請を水林さんから頂きました。私も水林さんと同様に、この本を読んでいない人にも研究会に参加して貰いたいし、それは可能且つ有益だと考えています。

さすがに書物全体を数頁に要約するのは難しいですが、『中国法制史』という書物がどんなスタイルの書物か、そこでは今回の課題（法の類型論）を巡ってどのような種類の作業がなされているのかについて、簡単な紹介をしてみたいと思います。

この書物は表裏をなす二つの問題意識からできています。

第一。中国では、皇帝官僚制の一元的統治の下、人民相互が市場的契約的な仕方で社会関係を形成するという、西洋史で言えば十七・八世紀以降に現れるような情景が、非常に早くから（一君万民の政治構造について言えば紀元前3世紀頃から、土地の商品化に着目しても十世紀頃から）存在していた。水林さんの言葉で言えば超早熟の「文明化」が起っていた。ただ、かといってそこに（西洋の「文明化」以後に現れる）近代社会と同じ法秩序があった訳でもない。契約社会で訴訟社会なのだけれど、法主体のあり方、権利の内実、裁判のあり方、契約のあり方など、何だか色々違う。もう一つの文明化後の法秩序の形（それと伝統西洋法秩序・近代法秩序との異同）をバランス良く説明したい。

第二。よく近代法中心主義・西洋法中心主義は駄目だと言う。それはそうだろう。ただそこで非近代の要素として強調されることは封建制的国制のことである。はるか昔に国家と社会が分離してしまった中国については、その手の近代-前近代対比自体が成り立たない。また法学も法制史学も西洋出自の学問であり、西洋の歴史的経験の中から作られている。さてその法概念の何処までが普遍的な話なのか、何処からが西洋固有の要素なのか。本当はそこが良く分かっていない。そしてその答えは、西洋だけを見ている限り、また既存の法概念を使って議論をしている限り絶対に出てこない。結局、西洋法制史学から概念的に自立した（しかし社会科学的に一定以上のレベルにある）フルセットの法秩序論が一つくらい別に無いと、どんな議論も始まらないのだろう。難しい課題ではある（そもそも西洋的法概念を捨てた場合、一体何を法として語るのか）。でも伝統中国を対象にすれば、ひょっとすると、この辺りの問題について一挙に何か（それが何かはやってみないと分からないけれど）ができるのではないかな。

第二の問題意識を持ちながら第一の作業をする。それがこの書物の終始一貫した内実です。具体的には清代社会を対象に、家族のあり方、土地財産等の存在形態、家々同士の社会関係の作り方、そこで起こる紛争のあり方と解決の諸方法。その頂点に現れる国家裁判の実態と構成原理（その中に仲直り目的の裁判と懲罰目的の裁判がある）、更にはそうした

国家と社会の関係のあり方の整理。そしてそれと近代法との関係（論理的関係もあるけれど、近代になると実際に両者が混在するという問題もある）の理解。個別具体的な事象に即してその都度その説明に必要な概念を作ってゆく、フェアな東西対比の場を模索・設定してゆくという作業が続きます。どの部分も大事ですが全部を紹介する紙幅は無い。本文書の最後に（前に広告宣伝用に作った）書物全体の細目次を付しておきました。全体像についてはそれで何となく察して下さい。ここでは今回話題になる法の類型論に絡む部分についてだけ、簡単に紹介します。主要な着眼点は三つです。

第一は判決の基礎付けの問題。清代について言えば、人口二十万人当たり一人置かれた科挙官僚が、その地に一人の地方官（民の父母）として、管内人民が持ち込む年間千件程の訴訟事案を裁いていた。その裁判のあり方を紹介し、さてこれを位置づける為にはどんな理論枠組みが必要かを考えて行く。

まず最初に、そこにある特有の紛争像・訴訟像の再構成をしています。紛争解決の目的地は関係者全員の共存共栄、誰もが「応分のもの」を得る「情理かなった」最適利益配分の実現にある。何が最適かは当事者双方が抱える事情次第なので、対立する局面毎に正しい答えは全部違う。理想とされるのは勿論、互譲を通じた自生的な均衡の達成です。ところが私欲に塗れ共存の理念とその長期的利益を忘れ、乱暴にも最適互譲線を踏み越える輩がどうしても出現する。そこで押し込まれた側が、こんな状態・こんな人間が放置されているようでは無法無天です（地方官様はこんなことを放置していて平気なのですか）と訴える。そうした訴えを承けて、公権力が最適互譲線の提示と逸脱者の懲戒、凹んだ部分の回復をする。それがここにある訴訟と裁判をめぐる基本シナリオである。

しかし解決策は事案毎に無限に異なるという想定（類例と同じにしているという話ができない）の下で、今回示されるものが気紛れな（不公平な）解決策ではないという話をどうやって組み立てるのか。ここで採られた接近方法は次のようなものでした。即ち、これから示すことは今回の事案に限った一回的な解決策であるが、同時にこの事案を見たまともな人間誰もがこう考える結論＝天下の公論である（お前達もまともな人間の一人ならば、最終的にはこう考える筈だし、またこう考えるべきである）。無限に異なる一件一件の事案毎に、誰もが認める一つの正解がある、これがそれだ。言ってみればそこにあるのは「個別主義的結論の普遍主義的共有」という不思議な（普通に考える個別主義＝恣意的という想定とは真逆の）想定です。しかし勿論これだと今度は、本当にそれは天下の公論なのか、それを言うお前はそれを体現するに足る公平無私な大人（たいじん）なのかを問う無限の余地が生まれる。さてその問題にどう対処していたか。それがここでの裁判制度論の肝の部分になる。

彼等がしていた選択（最後に実際に行き着いた場所）はどうやら以下のとおり。その点に疑念を抱いた当事者に、好きなだけ事案をより広い場所・高い権威の下に持ち出すことを許す。その道を敢えて封じない（或いはその希求を動力にして権威の階梯の側が次々に立ち上がる。民間から官へ、官から皇帝へ）。それを繰り返す中、誰もが飲める解決策の案出をめぐる裁定者側の工夫があり、また機を見るに敏な人々の大勢順応もある。そうして次第次第に同調強制の輪ができあがる。当事者側も、頑張り続ける利益とこの辺りで譲歩する（そうして社会的名声を得る）利益との比較検討になる。普通は何処かで損益分岐点が到来する（到来しなければ争いが単に無限に続くだけ。それで困るのは当事者側だ）。最

後に現れるのは、見渡す限りの人々が実際にそう考える結論の提示と全員によるその自発的受諾、それによる紛争の終結。確かに「天下の公論」は嘘ではない。ここにも（何だか頼りない話、少なくとも凡そ超越性を欠いた話ではあるけれど）社会正義＝法はあり、裁判ではそれが実現されている。なるほど。

さて、このような法と裁判が清代中国にはあった。その上で、これと西洋の法と裁判とはどういう位置関係にあるのか、何処まで遡るとフェアな対比を行うに足る共通基盤に行き着くかという問題に入ってゆく。そしてここからは本番ですので、詳細は書物を読んで貰う他は無いのだけれど、ここまでの論述だけからでも、そこで裁判官（あるいは判決）は法に「基づいていた」か否か（基づいていれば公平であり、基づいていなければ恣意的である）という点に視点を集中することの馬鹿らしさは明らかだ。伝統中国では法＝社会正義の具体的な内実是个別の紛争解決の成否を離れては存在しない。その揉み合いの中で何がこの争訟をめぐる天下の公論かが明らかになり、またそれで紛争が終結した時、発話者が確かに天下の公論を語る至公無私な大人だったことが確認される。ここには情理という一つの価値と、無数の事案毎に内容を異にする情理かなった個別解決案の両極しか無く、そしてその両極をその場でつなぐ役割が裁判官に積極的に期待されている。そしてそこに着目する時、西洋では何故か、一つの価値と無限の個別事案の中間辺りに、何らかの具体的な内実を持つ（ルールを形をした）言葉の層が意識され、通常それこそが法と呼ばれていることの特異性が初めて意識される。或いはそうした中間層があればこそ、その一般的ルールを個別的事案に適用する作業として裁判が構築され、またその役割を担う主体として裁判官が現れる。どうやらここが分かれ目だ。

法には色々な「形」があるらしい。ルール型の法と非ルール型の法（天下の公論型の法）。その違いが裁判のあり方、裁判官に求められる役割の違いを生み出す。では、それぞれが持つ長所と短所、それでできること・できないことは何だろう。それぞれの形の存立の基礎、登場の背景は何だろう。どういう局面で、何をよすがにして法、正義の共有という状態は立ち上がるのか。そのレベルで既に二種類の出発点があるとしか言いようがない。書物ではその詳細が論じられます。

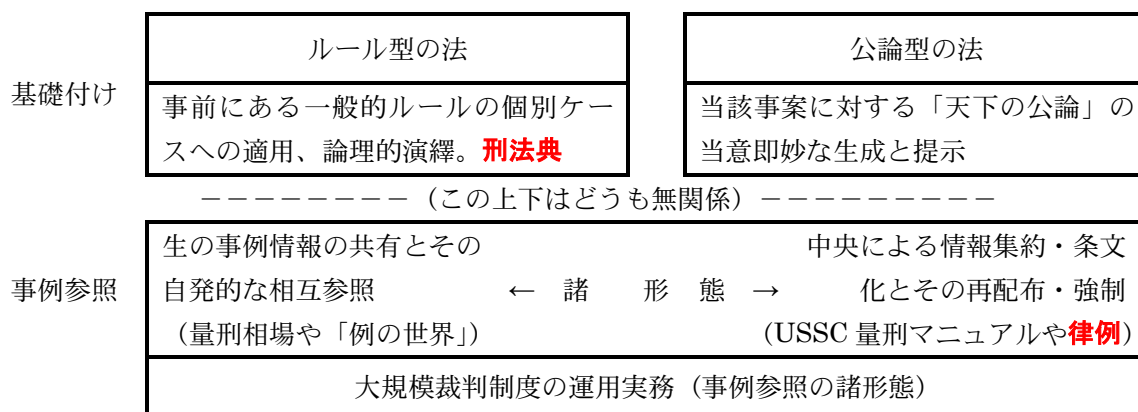
取り上げた第二の話題は、実定法・成文法の役割です。中国の法と裁判は非ルール型であると今、言った。ところがご存じ通り、中国は（刑事法分野に限ってだけれど）成文法の形成、体系的な法典編纂の比類の無い先進国でもある。この落差をどう考えるか。成文法論。

まずは中国の刑事司法分野で成文法が高度に発達した背景を探る。ここでは刑罰をめぐっても厳しく個別主義、個々の事案毎に異なる犯情と科される刑罰との間の厳密なバランス（「情法の平」。この法とは刑罰を指します）が求められる。その判断を支える正しさも「天下の公論」式の正当化。裁判の基本構造は上述した紛争解決の場合と変わらない。ただ刑罰については重大性に鑑みて、その天下の公論は（上述したような対話的形成ではなく）天下を代表する皇帝その人が責任を持って一挙に語る（実際にもすべての本格的刑罰事案の最終的決裁は皇帝になっている）、そしてその不当は革命によって一挙に糾されるという形を取る。しかし皇帝一人で処理すべくは全国事案は余りに多い。分業は必要。そこで末端に原案を作らせ覆審を経つつ官僚制機構を昇らせる仕組みが作られる。その量刑提案を画一的に行わせる為の工夫として、それまでの「情法の平」判断の粋を集めて詳細な

犯情刑罰対象早見表・量刑マニュアルを作って、原案作成に際してその中の一条を援引させる。それが中国律の登場の由来である。

ただマニュアルを作っても個別主義の要請は無くならない（むしろそちらの方が終始一貫、判決の本源的で絶対的な基礎である）。そこから特有の成文法の運用方法が生まれる。まず実定法の一つ一つの条文のカバーレンジを非常に限定的なものにし、実定法規の有限性と犯情の無限性という対比をする。その上で、既存条文が想定する犯情と眼前の事案の犯情が重なれば、律例に記された量刑判断が「踏襲」される。ただ少し違うという場合は積極的にその事案に従った新規の「情法の平」判断を行う（但しその位置を示す為に既存の近隣条文の名前を挙げさせはする）。皇帝自らも行うが、事案に直接に接する末端裁判官にもその提案を許す（むしろ義務づける）。結局、法律条文は判決の基礎ではない（基礎は皇帝権威によって支えられる「情法の平」判断の正しさそのもの）。法典はむしろ皇帝官僚制の中で量刑判断を共有する為の「目安」である。実定法条文があるが、必要に応じてその「隙間」に新規の判断が幾らでも挟み込まれるという構図が無限に繰り返される（情法の平の「情」の中には社会状況までが含まれるので、その隙間は永遠に埋まらない）。その中で新規判断の一部が条文化され成文法が拡充・改訂されて行く。

そして中国側についてここまで解明した上で、西洋型の成文法との対比に取り掛かることになる。しかもここでは思い切って中国側から西洋側・近代側に向かって問題を提起しています。即ち、伝統中国法典の主要な機能は、大規模な裁判機構の中で個別の裁判官によって同時並行的に行われる膨大な数の量刑判断の統一を手助けすることにある。ではそういう量刑の統一の要請は、さて現代裁判の中には無いのか（有るに決まっている）、ではそこではその要請はどういう仕組みによって満たされているのか。その答え。現代日本では「量刑相場」（全裁判事例をデータベース化し、裁判官が自発的・相互的にそれを参照しよう）。現代米国では「連邦最高裁量刑マニュアル」（中央が裁判事例を定期的に整理して、犯情刑罰対象早見表のようなものを作って、裁判官に量刑の「目安」として配付する。刑法典とは別にそういう書物がある）。さてそこで不思議な発見。その中の後者、現代米国の「量刑マニュアル」と伝統中国の律例との余りの類似性。一体何がどうなってるのか。



そこで再整理。上掲したのは書物 280 頁に載せた図の再録です。どうやら問題次元が二つある。第一は判決の「基礎付け」。これは先に述べたこと。ルール型と非ルール型。現代の刑法典はこの話の中のルール型側の一装置。ところがどちらの仕組みの裁判も、大規模

裁判制度で行う限り（たくさんの人間に同時並行的に仕事を担わせる限り）バラツキは避けられない。法である以上は求められる「同じものは同じく・違ったものは違えて」の要請をどう叶えるか。個別判決相互を実際に摺り合わせる仕組みが必要。それが第二の「事例参照」あるいは「判決の統一」問題。その中に日本の様な量刑相場とその相互参照型と、米国の量刑マニュアルや伝統中国の律のような中央集約再配布型がある。刑法典と律例はそもそも居場所が違う。

成文法の性格を語るとは、決して条文式に何かが並んだものを「法」と考えてその「使われ方」を論ずる（「上からの法」だとか「下からの法」だとか言う）ことではない。むしろ上記の社会正義の実現システムを構築するにあたって、どの部分がどういう形で、どういうものとして成文化されてゆくか。その仕組みを論ずることである。

そして書物では、比較裁判制度論には二つの次元があることを確認した上で、後者のバリエーションを作り出す要素は何か（主要には大規模官僚制内におけるコミュニケーション技術の問題ですよね。たぶん文化とは関係無い）、ではこの二つの次元は歴史的にどういう位置関係に立つのか（こちらは結構面倒くさい話になります）が議論されることとなります。

第三番目には、法制度が人々相互が作る社会関係に対して持つ機能、或いは法的制度的関係と人間関係の異同の問題が取り上げられる。そこでは三つの論点が絡み合っている。

1) 伝統中国の早熟的な契約社会と近代の契約社会とは何処が同じで何処が違うのか。これが問題の出発点。2) 近代的契約（より広くは近代法）は、早熟的に契約社会化した中国からではなく、むしろ封建制的な西洋の中から生まれてくる。逆から言えば、伝統西洋の中には、伝統中国には存在しない、近代契約・近代法に繋がる要素がある。それは何か。3) その上で改めて、ではその伝統西洋契約と近代的契約との間の異同は何か。全部併せれば、伝統中国法・伝統西洋法・近代法の三者の位置関係をどう考えるか。

まず最初に行われることは伝統中国の契約裁判の内実の解明です。市場的契約的社会な訳ですから官に持ち込まれる紛争も契約絡みのことが多い。裁判ではそれらを区別無く受理する。そして契約文書を提出させて良く調べている。ただ判決はその約定内容には縛られずに自由に下す。契約書が真正なものであっても、その100%実現には必ずしも拘らない。むしろ、当初は両者納得づくでそう決めたいけれど、何か新しい事情ができてそのままでは上手く行かなくなったからこの紛争になっているのでしょ、ならば現時点に相応しい再配置をこの場で皆で決めて再出発しよう、という話の運びになっている。事情変更のリスクを相手一人に負わせるのではなく、お互いで分かち合うのが人間的な信義だ。そうした人間的信義こそが通常状態における契約の実現だって支えている。日常生活でも裁判所でも同じ論理が貫かれる。

そしてそう言い切ってみると、改めてそこで伝統西洋契約側が持つ特殊性が浮かび上がってくることになる。勿論、伝統西洋にだって伝統中国と同様に人間的信義に基づいて締結され、実現され、また随時変通される約束もあつたに違いない。ただ（何故かは知らないけれど）それとは別に「事情変更に関わらず100%実現されるべき特別の約束」というのがあり、そしてそれだけが「契約」として裁判で受理されていた。その「特別の約束」を普通の約束から「聖別」する為の制度（例えば公証人や聖職者の前で行うとか、何処か特別の所に書いておくとか）が作られており、その区別と裁判での扱いとが連動する（或

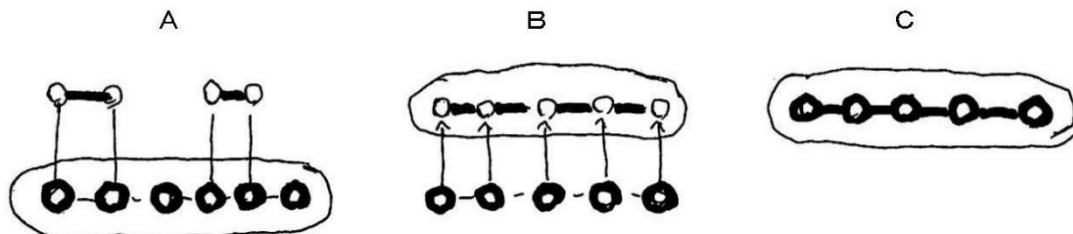
いは裁判における受理不受理自体が、その聖別の仕組みの一環をなしている)。

逆から見ると。伝統西洋では、当事者双方に任せておくと(人間的信義に却って邪魔されて)生まれがたい100%実現型の約束類型、そうした生の人間関係とは別の形の、制度化された社会関係のあり方が、司法制度・公権力の手で生み出され、人々の利用に供されている。それは確かにあれば便利な制度である(資本主義的な利益計算・リスク計算の為にはむしろ必須とすら言える)。人々は(何時だって人間的信義型の約束もできるけれど)これだけは100%実現型で行こうと決めた時には、(幾らかの手間とお金を支払って)その制度を利用する、その制度に載せる仕方で行く。そこは日常生活とは違った論理が働く空間になる。司法権力がそうしたサービスの提供機関として振る舞う。これは何時でも何処でも実質的正義の実現に励んでしまう伝統中国型公権力には到底思いつけないような話でもある。そしてこの要素の発展の果てに近代法が現れる。

即ち、西洋でも伝統時期には「契約」が働く範囲は限られていた。ところがそこに近代への大転換。1) 封建制の解体、国家の下でのフラットな一元的法空間、市場社会の形成。2) 契約自由の原則。人々がする正しい合意すべてについて、上記の契約型サービスを提供しろという要請。3) またそれに依じて行われるルールの整備と体系化、一般的契約理論の発展。それまではルールと言っても、個別争訟に際して論拠としてバラバラと持ち出される(何らかの意味で権威ある)規則性に過ぎなかった。それが今や相互に組み合わせられ、人間が同士が結ぶ社会関係の大半を覆うだけの内部無矛盾的な体系になる。

こうして現実の等身大の青写真を予めその上に書ける「法の平面」とでも言うべき空間が、現実社会とは別に出現する。あるいは法は、ここで初めて、自由な人間同士が結ぶ社会関係全部をその上に載せることができるだけの大きさを持った自立的で自律的な装置になる。そんなことは東洋でも西洋でもそれ以前には無かったこと。人類の法の歴史の分水嶺がここにある。その視点から伝統中国法・伝統西洋法・近代法の位置関係を描いてみるとどうなるか。最初から全面的だが、その分だけ人間的信義の世界とそのまま重なっているのが伝統中国法の世界。現実とは区別された制度的な平面を作っているが、その範囲が限定的・断片的なのが伝統西洋法の世界。その形式性を保ったまま社会関係の全体をほぼ覆い尽くせるようになったのが近代法の世界。

そう考えると次には、そうした制度的な仕組みが現実の何処までを覆うか、制度的関係の人間社会への浸透度の問題が生まれる。論理的には三段階あるだろう。



近代法A：全主要社会関係に対応できるだけの国家的法制度側の形成それ自体(狭義の近代法の形成)。近代法B：主要な社会関係が実際に制度媒介的な関係になる状態(近代社会の形成)。近代法C：人間のあり方や公権力のあり方までもが近代法の論理に飲み込まれる状態(近代的人間と近代的権力像の形成)。どんな差になるかと言うと、例えば契約が100%履行される根拠は、A図に従えば、国家がそういう特別な関係を制度的に作ったから。そ

れに対してC図の世界では、人間のする正しい合意は自己を拘束するから。何時のまにか権力や制度の影が議論から消えている（制度側が担う要素が人間の属性側に埋め込まれている）。不思議だなあという問題意識を持つことが大事。

ただこのABCは論理的順序であり、必ずしも歴史的順序ではない。実際、西洋史では歴史の中でこの三つが同時進行・相互昂進する（近代国家が用意する法的関係の浸透という仕方で社会関係の平準化自体が進められ、その社会の動きが近代法制度の整備を促しもした。また社会契約論は国家権力の統制制度だが、実際にはその存在が却って国家への権力集中を促進した。或いは「文明化が法化の形で進行した」と言っても良い）。ところがアジアで起こったことは、帝国主義的圧力の中で権力集中を遂げた伝統型国家権力が、富国強兵・殖産興業の為に、既に西洋で完成されている近代法Aをプラント移植するという話。ではBCはどうなるのか。この辺りに着眼すれば東西の歴史的な違いという話になる。しかも中国ではその前に文明化が行われている。それに対して日本は……。どんどんと細かな話になってゆく。

ただ一步退いてみると、ここにあるのは理性に基づいて構想され、近代国家権力によってバックアップされた人造的秩序が、東西それぞれの仕方で歴史的に存在する自生的伝統的法秩序に置き換わろうとしている話とも言える。人間像まで含めた全秩序の人造化。大きな差異は東西よりも伝統と近代の間にある。こうなるとこれはもう全人類共通の話題になる。かくして話はどんどんと屈折してゆきます。書物の第八章では、その辺りのことも（骨組みだけですけれど）幾つか論じてみました。

このように本書では、伝統中国の法的事象の立体的な再構成、それと西洋や近代の法的事象を対置するより広い基盤の探索、その上での対比対象双方の相対的位置関係の解明といった作業が繰り返し行われます。伝統中国で見られるこの歴史的事実を法の歴史の中の一部として取り込む為には（そしてまたそれを取り込まない訳には行かないでしょう）、既存の法概念の側が何処まで変わる必要があるか。本書では、そうした再考を要請する動かぬ事実を提示することを最初の目標として、取り敢えず上記の三つの論点を提示した、ということになるかと思えます。

ただ、当然そのような理論的反省を迫る歴史的事実は、この三つに限られる筈もない。中国についても、それ以外の地域と歴史についても、見逃してはいけない大事な事実、考察すべき新たな対比軸が今後幾らでも出てくる可能性がある。またそうした事実を包摂する理論枠組みの方だって、狭く上の三つの話題に限っても、本書で私が示した形には限られない。社会理論に精通した人の手にかかれば、もっと洗練された理論化は幾らでも可能に違いない。本書の役割は、史実に基づいて法概念側を問い直すという作業は必要なだけでなく、実際にも可能でもあることを、まずは実例を以って示すことにある。この試みに続く人が出ることを期待しています。

(2023年8月)

# 中国法制史

寺田 浩明

東京大学出版会、2018年1月、全383頁。本体4200円＋税。

## 序章 伝統中国の法秩序

(本講の二つの課題 / 皇帝・紳士・民)

## 第一章 人と家

- 第一節 家 (日本のイエと中国の家 / 同居共財 / 家産分割)
- 第二節 人 (分形同気の血縁観 / 祖先祭祀との関係 / 女性が占める位置)
- 第三節 宗 (宗と姓 / 他宗者との関係 / 同宗者間の関係)

## 第二章 生業と財産

- 第一節 管業 (土地売買の頻度 / 土地契約文書 / 管業の来歴的弁証の秩序)
- 第二節 服役 (労働力提供の諸類型 / 隣接する諸形態 / 服役者層の身分的取扱い)
- 第三節 租佃 (租佃契約の基本内容 / 田主佃戸関係の諸態様 / 佃戸耕作の管業化)
- 第四節 所有権秩序の特質 (田面田底慣行 / 様々な所有対象 / 私的土地所有権の歴史的文脈)

## 第三章 社会関係

- 第一節 空間編成 (村落共同体論への疑問 / 標準市場圏 / 空間的統合の各段階)
- 第二節 社会的結合 (持ち寄り関係 / 一体的な結集 / 両方式の関係)

## 第四章 秩序・紛争・訴訟

- 第一節 社会秩序の考え方 (生の利益主張の横溢 / 権利と事実の間 / 秩序形成の道筋)
- 第二節 紛争とその解決 (喧嘩とその仲裁 / 有力者に「投ずる」 / 打官司の具体像)
- 第三節 国家裁判機構の概要 (国家裁判所全体の構成 / 州県衙門の人的構成 / 裁判の種類)

## 第五章 聴訟——裁判と判決の社会的基礎

- 第一節 聴訟の展開過程1: 標準的展開 (州県档案 / 開廷まで / 裁判の実際)
- 第二節 聴訟の展開過程2: 付随的な諸展開 (和解と取り下げ / 上控・蒸し返し・重案への転化 / 聴訟が持つ多面的性格)
- 第三節 聴訟の規範的構造 (情理の説諭 / 説得と納得の均衡点 / 情理と真相 / 正義の内実)
- 第四節 ルール型の法と公論型の法 (法の形の違い / 法と裁判の二類型 / 社会の捉え方)

## 第六章 断罪——犯罪の処罰と判決の統一

- 第一節 命盗重案の処理1: 州県が行う作業 (命案の初動対応 / 州県衙門における審理 / 選択の場としての州県法廷 / 擬罪と上申)
- 第二節 命盗重案の処理2: 覆審の過程 (覆審の内実 / 秋審 / 権宜の処置)
- 第三節 律例とその働き方 (律例の由来と内容 / 律例の使われ方 / 律例に従う判断と律外の判断)
- 第四節 成案の扱い (成案の援引禁止 / 成案の事実的な参照 / 実務における参照対象の全体像)
- 第五節 判決の基礎付けと判決の統一 (現代裁判における量刑実務 / 「基礎付け」と「事例参照」 / 裁判実務における両次元の混淆)

## 第七章 法・権力・社会

- 第一節 法内容を語る場所 (習律・裁判・権利 / 判決が総体として持つ規則性 / 法の在処)
- 第二節 心中にある法の社会的共有 (自明の理とローカルな理 / 共有状態の事実性 / 相場としての法)
- 第三節 社会と権力 (民間における規範定立 / 主唱と唱和 / 国家と社会)

## 第八章 伝統中国法と近代法

- 第一節 人間関係と制度的関係 (伝統中国における契約 / 西洋前近代における契約 / 近代法の歴史的位
- 第二節 中国と近代法 (近代法導入の歴史的文脈 / 現代中国における法と国家 / 伝統法と近代法)

## 終章 文明を跨いだ法の語り方

(比較法制史学の為の法概念 / 日本法に対する問い)